

令和3年 第3回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年3月29日（月）午後1時30分～午後3時26分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者  
[委員]  
教育長 教育委員4名  
  
[事務局]  
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長 学校給食センター所長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴人 なし
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
  - ・豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令について
  - ・豊見城市社会教育指導員の任命について
  - ・令和2年度（令和3年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について
  - ・令和3年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について
  - ・令和3年第1回豊見城市議会定例会一般質問について
  - ・令和2年度（令和3年度進学予定者）豊見城市育英会奨学金の給付審査について
  - ・豊見城市立学校づくり検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

第3回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第3回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程のとおりで進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第3 教育長の業務報告であります。お配りの私の業務報告書をお願いします。</p> <p>2月24日、令和2年度教育支援委員会答申を受けております。</p> <p>2月25日、公立小中学校教職員人事異動内示、教育長ヒアリングを行いました。</p> <p>2月26日、英語ストーリーコンテスト、中央公民館、中ホールとなっておりますが大ホールで実施しております。</p> <p>3月5日、学校長11名に対し、教職員管理職内示を行いました。</p> <p>3月11日、豊寿大学卒業式を行いました。25名の卒業生でした。11日は事前調整ですね。12日に大学卒業式です。</p> <p>3月20日、鉢植え贈呈式、市の女性会により各小中学校に2鉢ずつ、大きな鉢物ですね。花を贈りたいということがありまして、私が受け取りに行きました。受け取ると言っても直接受け取るわけではなくて、受け取りのセレモニーに参加して、あと各学校に桜山荘のほうに配付という形で取っています。</p> <p>3月24日、當銘正幸氏に対しまして民具の寄贈がありました。3,000点にも及ぶ民具等が教育委員会のほうに寄贈をされましたので、それに対して感謝状贈呈式を行っております。</p> <p>3月25日、長嶺中学校、安里智子研修報告を受けております。1年間、しのめ教室のほうに研究を行っております、その研修報告も兼ねてありました。以上が私の日程報告になります。</p> <p>日程第4 議案第15号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課から説明いたします。1ページをご覧ください。豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令となって</p>

	<p>おります。</p> <p>提案理由なのですけれども、本市の学校給食において、国が示した「必要な栄養量、内容及び適切な実施について維持されることが望ましい基準（学校給食摂取基準）」に届いていない現状を改善することを目的に、栄養価が充足できる給食費と現在の給食費との差額分を保護者に対して支援を行う「学校給食費保護者支援事業」を今年度実施しております。内容は、小学校に月600円、中学校に月700円の給食の支援を行って、栄養素を上げるような内容となっております。しかしながら、この助成の対象が児童生徒の保護者の皆様に対するものでありますので、一緒に食している学校教職員の皆様だとか、センターの職員の皆様に関しては対象となっておりますので、その金額を上乗せした給食費を徴収するための改正となっております。</p> <p>そこから2ページ後に改正後、改正前の新旧対照表がありますので、A4横の資料をご覧になっていただけますでしょうか。改正前のほうが右手になります。関係職員というところで小学校、中学校、給食センターというのがありますけれども、これは小学校で食している教職員の皆様の意味します。真ん中の中学校は中学校で食しております教職員の皆様の意味します。右側は給食センターで食している職員、栄養士たちを意味します。小学校が4,000円から左手の4,600円、月額600円の増額です。中学校、給食センターにつきましては、4,500円から700円を足して5,200円の月額に変更するという内容となっております。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令についての説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。大城委員、どうぞ。</p>
大城委員	<p>子どもたちの給食費としては小学校、中学校、中学生が高いのは分かるのだけれども、職員に関しても違うというのは何か理由があるんですか。</p>
学校教育課長	<p>小学校で食している教職員の皆さんは小学校の皆さんと同じ4,000円の徴収だったんですけれども、小学校のご飯の量だとか、小学生の食べるおかずの量だとかという形で同じ量を教職員の皆さんにも提供している兼ね合いから、金額は小学校の保護者と同じような金額で取扱いはしているんですね。それでちょっと中学校と金額の差額が生じている状況でございます。</p>
教育部長	<p>小学生のカロリーと中学校のカロリーは違いますから、若干的にメニューが違ったり、量が違ったりするんですね。それを同じように食しているわけですから、そこでこの分の差が出てくると。単純に言えば、そ</p>

	ういうことです。
大城委員	分かりました。
教育長	ほかに質問ありますか。進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第15号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思います、いかがでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして日程第5 同意案第8号から10号まで、豊見城市社会福祉指導員の任命について、以上3件を一括して議題に供します。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	説明いたします。同意案第8号から第10号まで、豊見城市社会教育指導員の任命についてでございます。提案理由は豊見城市社会教育指導員設置等に関する規則第3条の規定により、教育委員会の同意を求めたいので本案を提案するということでございます。 第8号につきましては、住所、[REDACTED]。氏名、[REDACTED]。生年月日、[REDACTED]でございます。本人の履歴は裏面でございます。よろしくお願いいたします。 引き続き同意案第9号につきましては、同じく住所が[REDACTED]、[REDACTED]。生年月日、[REDACTED]。履歴はその次のページでございます。 同意案第10号につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]。生年月日、[REDACTED]。履歴は次のページでございます。 3人とも、いずれも令和2年度に引き続き継続してお願いしているところでございます。主な職務としましては、指導員について豊見城市における社会教育の振興を図るために、必要な事項の指導及び助言に関する業務に従事するということになっております。以上、よろしくお願いいたします。
教育長	ただいま同意案第8号から10号までについての豊見城市社会教育指導員の任命についての説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。どうぞ、備瀬委員。
備瀬委員	第5条のほうに任期のほうが単年となっておりますけれども、これは再任を妨げないという理解でよろしいのでしょうか。
生涯学習振興課長	5条ですね。再任を妨げないということで、令和2年度から会計年度任用職員の身分でもって処遇をしてございます。

備瀬委員	であれば、こちらのほうはまた再任を妨げないとかという、そういう文言があれば分かりやすいのかなというふうに考えたりもしますけれども、いかがでしょうか。
生涯学習振興課長	はい、ありがとうございます。そのほうにつきましては、また課のほうで検討をさせていただきます。よろしく申し上げます。
教育長	ほかにありますか。どうぞ、はい。
備瀬委員	これは3名とも社会教育主事の免許は持っているのでしょうか。これはよく分かりませんが、社会教育主事の免許を持っている方が推薦されるのでしょうか。条件として。
生涯学習振興課長	豊見城市の社会教育指導員につきましては、社会教育主事の資格は特に必要はないということになってございます。 すみません、付け加えて説明します。3条につきましては、この(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する者のうちから教育委員会が任命するということになっておりまして、1番目は社会教育主事講習の修了証書を有して、または教育職員の普通免許状を有する者で、3年以上教育に関係ある職にあった者ということですので。2番につきましては、文部科学大臣の指定する社会教育に関係ある職、また事業に3年以上あった者。3番につきましては、前2号に掲げるものが、社会教育に関する学識経験を有する者ということになってございます。
備瀬委員	この3名の方は、どちらのほうに当てはまる？ (2)でしょうか。教員免許を所有している方もいるのでしょうか。あるいは実務で3年以上あった者か。すみません、細かいんですけど。
生涯学習振興課長	文部科学省の通知がございまして、地方公共団体の教育委員会において、社会教育に係る学習、または文化活動、その他生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職に該当するときは、社会教育主事補助職と同等の職を持つ者ということの解釈でございまして、それに基づいて任命したいと。
教育部長	各3名の履歴をご覧になってください。まず■■■■さんが地域支援本部、これは文科省の業務です。これは糸満市等で経験をされてきております。そういったこともありますし、また保育園、幼稚園の補助員とかという経験もございます。それから■■■■については子ども未来塾、これは平成29年あたりからですかね、履歴を見てみると。あと放課後児童クラブ、そういった社会教育に関する業務に携わってきたという部分等でございます。それから■■■■さんにつきましては豊見城市の子ども会、もう大分長く社会教育に関わっているという履歴の中で、今回問題ないということで判断をしております。

備瀬委員	よく分かりました。ありがとうございます。
教育長	進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	一人ずつ承認ということになりますので、それでは同意案第8号、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 。豊見城市社会教育指導員の任命について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第9号 豊見城市社会教育指導員の任命について、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんを提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第10号、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さん。豊見城市社会教育指導員の任命について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。全員同意ということで進めてまいります。 日程第6 承認第4号 令和2年度豊見城市育英会入学準備金の貸与審査についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	説明いたします。今回、令和2年度豊見城市育英会の入学準備金の貸与、これは返済を要する入学準備金に係るものでございます。審査が出ていましたので、本来であれば審査をしていただいた後、決定をしていくところではありますが、決定がされていてもう早急に入学準備金等の支払いが必要だということで、あらかじめ教育長のほうで決裁をしまして、今、本委員会のほうで報告をしている案件ということになっているところでございます。 裏面をお開けください。次のページです。今回は、貸付に係るものについては大学に合格されたということで、入学準備金の物入りであるということで申請がありました。評定平均は基準を満たしております。また、経済的に困難な世帯であるということも下の表から見ると明らかでありますので、今回の貸与は適当であるとして代理決定をして、今承認の審査をお願いしているところでございます。以上であります。よろしく申し上げます。
教育長	ただいま豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について説明がありました。質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。質問等ありましたら。進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認第4号 令和2年度(令和3年度進学予定者)豊見城市育英会入学準備金の貸与審査について、提案どおり決定したいと思います。

	すがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	日程第7 承認第5号 令和3年4月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	説明させていただきます。教育委員会の人事につきましては、教育委員会での決定事項に原則はなっているところでございます。なので、本来は議を経た上で内示としていくべきところではありますけれども、今回の内示、先週の金曜日に出されておりますが、それに先立ちまして調整等が行われておりまして、その会議を開くいとま等がございませんでしたので、決裁をして報告をして承認をいただくという形になっているところでございます。 次の2枚目をお開けください。今回の人事異動の内示に係る書面がつけられておりますが、このような人事異動の内容ということになっております。ご確認の上、ご審議よろしくお願いたします。
	休 憩 (13時46分) 再 開 (13時50分)
教育長	質疑は受けていいのですが、もし質疑があるようでしたらテープを止めて質疑をしたいんですが、委員の皆さん、どうですか。
大城委員	聞きたいことがあります。
教育長	どうぞ、はい。大城委員、聞く内容というのはテープに残す必要がある内容ですか。それとも…。
大城委員	別に構わないですけど。
教育長	じゃあそのままです。
大城委員	教育委員会内、または市長部局内の人事異動というのは、個人の意志というのはどれぐらいあるのか。学校の場合は分かるんだけど、こういう行政においては、例えば自分が行きたいところ、行きたくないところがあるはずだけれども、こういう要望ってどこまで聞いているのか。
教育総務課長	お答えいたします。要望につきましては、管理職は除きまして職員に関しては希望に関する調書を毎年1回出すことになっております。そこを見ながら配置を考えていくということになります。そもそも人事権につきましては、任命権者は教育委員会になっておりますので、本来はその中で行われる。市長部局は市長部局。あと、その他選挙管理委員会とか監査委員、議会事務局、別に本来はあるんですけども、本市の場合は規模が限られておりますが、おおむね人事課が一手に引き受けて、その要望等を聞きながら配置を考えていく。その案を教育委員会等に示して、これでいいのであれば、そのとおりどうにか出されているし、そうでな

	<p>いのであれば、お互いで話し合っ中の中の人事が決まってくということになっています。おおむねその前段で意見、要望等については承った上で、本市の人事課が全体で持っている人材育成方針だとか、定員管理の状況だとか、その人の経歴だとか、そういったことを総合的に勘案しながら配置を行っているということになっています。400名いるかないないかぐらいの組織ですので、やはりそこは希望や状況、当然家族の介護がありますとか、そういったことも含めながら当然事前に聞き取りをしたり、そういったことも含めながら進めているということが一般的に言えるかなと思っています。</p>
教育部長	<p>基本的に部長、課長は要望を取りませんから、もう人事はそのとおりです。命令が来るまで。</p>
大城委員	<p>僕らもそうしてきたつもりだけど、結構こういう行政においては要望も出ているのかなと思って。</p>
教育総務課長	<p>そういう配慮をやっていきます。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。はい、大城委員、どうぞ。</p>
大城委員	<p>今回は教育委員会も人数が増えたと、1名。1名で、まだ少ないんじゃない？ いつも話しているように。</p>
教育総務課長	<p>補足させていただきます。今回配置になっている学校教育課と文化課のほうで1名ずつ増になっております。1つは学校教育のほう、これはせんだってより宮城委員からの特別支援教育の充実、学校教育指導班の強化のところ、ご発言がありました。そこに係る職員が配置になっております。班長に上がる前の主査と言われている、しっかりしたクラスの配置が次年度されるということになっております。あともう一つ、文化課のほうにつきましては全国的な文化に関する、文化の国体と言われているようなイベントが令和4年に予定されているということで、そのイベントを主に見るといって主幹クラスと言いますので、班長クラスの上のほうの方が配置になっているということで、その分の2名増ということになっております。以上です。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。進んでよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>日程第7 承認第5号 令和3年4月1日付け教育委員会の人事異動について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>日程第8はちょっと飛ばしまして、日程第9 議案第16号 令和2年度(令和3年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金の給付審査について</p>



	であります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	<p>ご説明いたします。令和2年度豊見城市育英会奨学金の給付審査、これは議案ということでございます。これから審議いただく内容となっております。</p> <p>内容につきましては、次のページをお開けください。2ページのほうですね。今回のほうに係るのは、生活保護世帯の方から■■■■への進学をしたいということで申請が上がってきておりますので、入学準備金相当額30万円の給付ということで給付をお願いしたいというふうになっております。成績といたしましても評定平均が■■■■ということでもありますので、満たしておりますので生活保護世帯であることと、その成績が優秀であるということの両方を満たしておりますので、給付としたいというふうに考えておりますので、ご審議をよろしくをお願いします。</p>
教育長	課長、今入学準備金だけですか。その他、学費等についての話は何かなかったかね。
教育総務課長	では説明いたします。このその他の額、準備金相当というところにつきましては、今、日本学生支援機構の奨学金を受給することとなっておりますので、そこを受給している分に関しては本市の生活保護世帯へのその他の奨学金についての準備金以外のところについては併給できないことになっておりますので、入学準備金相当の30万円と。それ以外の奨学金につきましては支援機構のほうの、より条件のいい奨学金を利用していらっしゃるということでもあります。以上であります。
教育長	ただいまの議案につきまして、質問等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。確認等でも構わないので、どうぞ遠慮なく。はい、備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	■■■■って初めて聞きましたけれども、これはいつ開校されたんでしょうか。
教育総務課総務班長	すみません、こちらのほうは教育総務課の総務班長からなんですが、こちらのほうは新しい学校で、場所が■■■■のすぐ道向かいのほうに新しくビルが建ってしまして、そちらのほうに学校があるということで、こちらのご家族からお話のほうを聞かせていただいて、私たちもホームページのほうで確認をさせていただきました。また、開講して間もない学校だということです。
教育長	ほかに質問はありますか。はい、大城委員、どうぞ。
大城委員	この■■■■での勉強する期間はどのぐらいですか。
教育総務課総務班長	こちらの■■■■のほうは■■■■ということで、■■■■ですね。
教育長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第16号 豊見城市育英会奨学金の給付審査についてであります。提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 追加日程の日程第10 議案第17号 豊見城市立学校づくり検討委員会設置規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校施設課長	学校施設課長から説明いたします。議案第17号 豊見城市立学校づくり検討委員会設置規程の一部を改正する訓令についてであります。提案理由としましては、機構改革に伴い防災管財課及び企画調整課が創設されたことにより職名を改める必要がありますので、これが本案を提出する理由となっております。説明は4ページの新旧対照表をご覧ください。まず、この豊見城市立学校づくり検討委員会というのは、学習環境の充実及び学校の建設に関して調査及び検討を行うための委員会となっております。その委員のメンバーが各関係課の課長が充て職で充てられております。この表の中にその関係課が書かれているんですが、右側ですね。改正前、現行が学校教育課長と生涯学習振興課長、総務課長、企画政策課長と子育て支援課長、保育こども園課長となっております。この総務課長と企画政策課長の課名が4月から変更になりますので、その課名の変更であります。総務課が、今総務課の中に防災危機管理班があるのですが、そこが分かれて課に所属しております、防災管財課になっておりますので、そこに変更しております。企画調整課は課名の変更であります。説明は以上です。
教育長	ただいまの提案につきまして、質疑がある方は挙手でお願いしたいと思います。 もう少し学校づくり検討委員会というのを、具体的にどういう内容なのかというのがちょっと見えにくいので、いま一度説明をお願いします。
学校施設課長	学校づくり検討委員会では、学校を新築する際にその関係部署との調整、例えば防災、先ほど変更した防災課については備蓄倉庫の大きさとか、そういったものを学校に設置する必要があるとか、設ける必要があるとか、そういったものの調査とか研究をするものであります。規程の中では学校づくりに関する意見及び課題の調査並びに検討に関する事項、2番目に豊見城市立学校建設計画の策定に関する事項、3番目にその他学校づくりに関し必要な事項という内容となっております。
教育長	ただいま豊見城市立学校づくり検討委員会についての説明がありました

	た。委員の皆さん、質疑がある方は挙手でお願いしたいと思います。どうぞ遠慮なく、確認でも構いませんので。はい、大城委員、どうぞ。
大城委員	この改正前、改正後というのは、名称が変わったということが大きいんですよね、理由はね。
学校施設課長	はい。
大城委員	課の名称がね。はい、分かりました。
教育長	進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	議案第17号 豊見城市立学校づくり検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 休憩します。
	休 憩 (14時04分) 再 開 (14時14分)
教育長	再開します。 日程第8 報告第1号 令和3年第1回豊見城市議会一般質問についてであります。部長より説明をお願いします。
教育部長	<p>それでは報告第1号でございます。お手元に豊見城市議会令和3年3月第1回定例会一般質問通告要旨というのがあると思います。今回、3月定例議会においては、3月18日から週をまたいで23日までの4日間、一般質問が行われております。質問者は全員で21名。そのうち教育委員会関係は15、16名でしたかね。今回、この2か年のうちでは少なかったのかなというふうには思っていますが、内容はかなり濃い内容がございますので、スピーディーに進めていきたいと思っております。2枚、3枚めくっていただいて、ちょっと見方だけを説明しておきます。</p> <p>めくっていただいて、下のほうに1ページと打たれているはずですが。1ページをお開きください。下、1あります？ これは上に上がっていくと、左側に通告番号1番とあります。これが順番を示しております。その下の質問者、これは議員の名前です。質問事項のところに括弧で数学、それから質問の要旨の中に丸とア、イ、ウでそれぞれの細かい質問が記載されております。</p> <p>それではページに従って行きます。まず2ページです。波平議員、(5)豊崎中学校建設についてと3ページ、通告番号2番の儀間盛昭議員の(2)教育振興についての①豊崎中学校建設の取組について、(ア)、(イ)、(ウ)</p>

とございます。これは一括して報告をさせていただきます。まず豊崎中学校については、令和2年度現在基本設計を行っております。去る3月14日に地域説明会も終えております。それから令和3年度に入りましたら実施設計に移って、令和4年、5年と工事に移行して、令和6年の開校を目指したいということになっております。実質的には令和3年の工程は実施設計を進めて、令和3年12月末までには建築確認申請、これは沖縄県の南部土木事務所というところがあるのですが、そこに提出をして審査を受けて、令和4年度以降の工事に持っていきたいということで答弁をしております。

次に、3ページの儀間盛昭議員、(2)の②(ア)、(イ)の、これはコロナ禍における働き方改革の質問でございます。まず各小中学校に1名ずつスクールサポートスタッフを配置しておりますので、そのスタッフが朝の検温や学校の消毒などをやって、学校の業務負担軽減に取り組んでいるところでございます。それから新型コロナ臨時交付金、あと文科省の補助金と学校が必要な備品、サーモカメラ、大型扇風機、そういった消耗品、あと消毒液ですね。そういったものもしっかり購入をして、学校の負担軽減に努めているということで答えさせていただいております。同じく儀間盛昭議員のこの(2)の③ですね。ここの少人数学級でございます。あとのほうで同じような質問も出てきますが、答弁内容は一緒ですので、後段のほうでは割愛をさせていただきます。少人数学級については、まず基本的には改正義務教育標準法が閣議決定され、これは令和3年2月2日に閣議決定をされて、これを受けて小学校2年生から6年生まで35人学級にしようということなんですが、沖縄県においては編成基準がございまして、現在豊見城市はそれに倣って小学校1、2年は30人以下、小学校3年から中学校1年までは35人以下となっております。あと県の教育委員会のほうが方針を打ち出して、令和3年度から中学校の2年生、3年生も35人以下学級にしようというふうに言っておりますので、それに向けて市のほうも準備をしております、令和3年度はもう中学校2年生、3年生も35人学級にしていくということでございます。

次に、新垣亜矢子議員でございます。これは4ページになります。通告番号3、新垣亜矢子議員の(4)の②でございます。これはインクルーシブ教育について、(ア)、(イ)ご質問がございました。(ア)の質問が、特別支援学校と特別支援学級の違いは何かということでお聞きになられておまして、特別支援学校のほうは心身に障害を持っていたり、大きな病気を持っている児童生徒が通う学校で、幼稚部、小学部、中学部、高等部よりそれぞれに準じた教育も受けながら、ここですね。生活上の自立を

図る知識や能力を身につけるところ。学級については、通常の小学校や中学校に置かれている学級のこと、通常学級で学習指導が難しい児童生徒を対象に少人数の教室で授業を行って、一人一人適切な学習をするところということでお答えをさせていただいております。特別支援学校の判断基準については、排泄や食事、着替え、意思伝達、日常生活に欠かせない行動を子どもが一人、または補助を伴って行えるかどうか。日常生活は問題なくこなせるけれども、学力に遅れがある場合は特別支援学級での実施となる。要するに先ほど言った生活上の自立が図れるか、図れないか。あとは学力に遅れがある場合、この学級と学校の分かれ、そういった基準に基づいた指導方法を運用していますと答えております。次に(イ)は分校・分室の設置についてということがございました。これは特別支援学校ですね。これについては現在、沖縄県が特別支援学校編成整備計画のモデル事業として実施していて、南城市立馬天小学校に知的障がいのための小学校の分教室が設置されています。久米島高校に大平特別支援学校高等部の分室も設置されています。これは沖縄県の整備計画に基づいて進んでおりますので、基本的にはこの整備計画事業の評価検証などは現在行われていないという状況でございますので、その動向を注視していきたいというふうにお答えをさせていただいております。

次に、9ページになります。通告番号6番の宜保龍平議員でございます。9ページの(4)教育行政について。これは通級指導教室についての質問でございます。まず指導教室の設置状況なんです、令和2年度では小学校5校、それから中学校で2校に設置されていて、児童生徒数では117人の児童生徒数が週当たり1時間から2時間の授業を受けていますということで答弁をしております。それから課題がございます。課題については、通級指導教室設置申請を行って、要するにこれは国の予算で設置をするものですから、申請すれば全て通るとは限らないというのが一点ですね。あと自校に、要するに自分の学校に通級指導教室がない場合は他校に通わないといけないんですけど、これも保護者の義務となっているので、そういったところの負担感もありますというところが課題ということでお答えをしております。それから長嶺中学校への設置状況なんです、長嶺中学校については令和3年度から教室開始が認められました。それで豊見城市3中学校全てに通級指導教室が設置されるということでお答えをさせていただいております。次、下のほうに行きまして(6)のAEDの整備についてということで、市内小中学校の体育館等に追加整備するお考えはないかということなんです、まず現状から行くと

小中学校が11校あって、11校に1台ずつは入っています。豊見城中学校は疾患を持っている子がおりますので、その子のために1台は余計に入っております。今回、令和3年度は併せて、これは職員室とか職員室のそばに置かれているものだから、体育館に設置しようということで11台入れます。各小学校、中学校に1台ずつ入れます。この計画は令和4年度も計画を持っていて、後々はプールとか運動場とか、そういうところでの利用が速やかにできるように、そこまで考えて、令和4年度までは予算要求はしていこうというふうに考えております。使用に当たっての講習等についてなんですが、まず学校ではプールの授業等がございますので、心肺蘇生の講習会等も行っております。ただ、学校の先生だけが使えばいいという話にはならないと思いますので、やっぱり子どもたちも使えるようになったほうが、より精度の高い命の確保ができるのかというのがありますので、その辺も学校と相談しながら、今後研修の在り方も調整していきたいということで回答しております。

次、11ページでございます。通告番号が8番で、質問者が真栄里 保議員でございます。(3)の新型コロナに伴う対策についての④でございます。これは家計急変世帯について伺っております。豊見城市、就学援助で通常の準要保護、給食費の拡充分と就学援助等を行ってきているんですが、今回コロナ禍で家計が急激に変わった、落ちた、収入がなくなった方々を対象に、この制度を、コロナウイルス対策交付金で充てて実施をしてきました。通常だったら前年度の所得を算定して該当するか、しないという判断をするんですが、コロナなので今回は市税等の減免とか、徴収猶予を受けられた方とか、住居の確保給付金や緊急小口資金の特例貸付など、公的資金の支援を受けられた方などを対象にして速やかに交付できるように制度設計をして実施をいたしました。その結果として、令和3年1月1日時点ですが小学校で30件、中学校では18件の申請があって、その手続を全て行ってきたところでございます。それから、この家計急変世帯の就学援助をどんなしてお知らせしたかという質問でございますが、これは6月議会に補正予算が通りましたので、もう早速6月25日には市内小中学校の全保護者に対して文書で通知をしたり、それからホームページ等に掲載したり、広報紙に掲載したり、幅広くやってきました。あと教育委員会の窓口においても、通常の就学援助の申請に来られた方々に対しても、今回こういう制度をつくりましたというお知らせをしながら、事業推進を図ってきたところでございます。以上でございます。

次が仲田政美議員になります。13ページをお開きください。9番の仲

田政美議員で、質問は13ページに書かれております。これも就学援助の医療券についてご質問を(5)の①ではやっております。移動するところが、先ほど言いましたように就学援助を認定するか、非認定にするかは前年度の所得を換算するものですから、これは6月にしか分からないんですね。ですから4月1日に申請書を上げて、6月の判定を待って、8月に認定・非認定の結果が出てくると。その間、じゃあ病院に行けないんじゃないのと。その改善が何とかできんかというところでの趣旨でのご質問でございます。これについては、これまで兄弟とかがいて分かるところについては医療券を交付して、しっかりそういうものに対応してきていただいている病院もあつたりするんですね。だからそういうところをうまく使わないといけないというのが一点と、あと認定者の期限、これはいつからかというところが、以前適用時期が分かりづらいという指摘があつたので、これはスタンプを打って認定月が分かるようにするというので、これはもう対策をしております。ひと目で分かるような対応をしているということでございます。それから(イ)に書いてあるのは、さっき言った手続をやって、この8月まで待てないから、もう認定なのかならないか分からない段階でもいいから医療券を配付して、もし8月以降に認定になったらお金を返してもらったらいんじゃないですか。そういうやり方もあるんじゃないですかというところを聞いているんですね。これをやると基本的に認定・非認定、何を判断して認定・非認定、これは単なる認定・非認定だけではないんですね。公金の支出の根拠がどこにもないところで公金が支出できるかと、ここが大きな課題だつたりするんですよ。ただ、実際那覇市あたりはそれをやっているような話もあつたりするので、これについては調査研究をさせてくれということでお答えしております。

それから同じく仲田政美議員、②少人数学級の取組について。これは先ほど言ったとおりでございます。それから③制服の選択制についてということで質問されております。これについては、まず豊見城市としては個別案件に対応するため、どの中学校においてもLGBT、性に関する悩みを抱えている生徒については教育相談活動などを通して、本人の困り感について把握に努めていると。本人の希望や意志を尊重し、制服等の相談があれば個別に対応していくとしていると。教育委員会としても、今はもうそういうのも報道でよく出ていますよね。糸満の西崎中学校、それから恩納村でしたかね、うんな中学、合併した中学校。あそこは新設校だったので最初に制服を決めるということだったんですけど、そういったところの新しい流れもあつたりするので、今後こういったも

のもしっかり検討が必要なのかなということがあります。市内中学校でも、各中学校で1例か2例ぐらいはそういったのもあるという話も聞いております。それと、校長先生によっては夏服と冬服の期間を決めなくて、自分の体調に合わせたその期間で制服を選ぶと。それは柔軟な対応をしているということで聞いております。

次に、15ページでございます。宜保安孝議員、通告番号が10番です。宜保安孝議員の一番下のほうで(3)教育行政についてということで、受験対策講座でございます。これはコロナ禍の中、受験生に対して12月1日から各校中学校で30名ずつなんですけれども生徒を募集して、教育委員会のほうで先生を派遣してくれる業者も委託選定をしまして、実際に週5日、学校の放課後に空き時間を使って、12月1日から3月3日の受験2日前まで科別対策を行って、講座をずっとやってまいりました。12月9日の県内の統一プレを見ると、英語、数学に重点に置いた指導の結果から、短期間ながら10ポイントも加点するということも見られたようでございます。その後、一次試験の結果報告だけなんですけど、受験が終わって一次試験の結果は、受講された生徒の94%が一次試験合格をしているということで報告を受けておりました。その辺のところの話をしております。次が②次年度に予定はあるのかと。次年度の予定でございます。今回、今般のコロナ禍の下の対策事業という、コロナの予算を使ってやったものですから、次年度が同じ状況になるかということはまだ今の時点では分からない。そういう中では、令和3年度の予算には計上しておりません。ただ、これだけの効果が上がっている。かなり効果が上がっているということも思っているんで、時期を見てこれは検討していきたいということで答弁をさせてもらっています。

次に16ページ、通告番号11番、川満玄治議員でございます。(2)の③の給食費の段階的無償化についての(ア)から(ウ)でございます。まず(ア)の事業費の獲得に向けてということなんですけど、まずこの学校給食費の段階的無償化については、令和2年度の栄養充足率八十何%しかなかったのを100%まで上げようということで、学校給食費保護者支援事業ということで5,300万円、市の予算を投入して第一段階を実施したところでございます。併せて令和2年度は学校給食に関するアンケート調査もやったんですね。回収率も50%を超える、かなり高い、皆さんが関心を持っている回収率も得て、その中では豊見城市の財政面を考慮しながら事業を実施していくべきというご意見等がございまして、これが約過半数を超えております。そういう意見の中、次年度に向けてはまず学校給食の支援事業はとりあえず継続はしていく。それから今、私会計なんです。市



の会計とリンクしないところで、学校長の責任でもって、私会計でもって給食の賄い費、材料代が持たれているんですが、これを公の会計にしようということで移していきます。これはシステムを入れないといけないんですけれどもその予算も計上しております。これをすると、じゃあ何が負担軽減になるかと言うと、今いろいろ手数料を取られているみたいなんですね、振替とか。そういったものももろもろ、全部公会計になっていけば減額されていくということで聞いております。それから新年度は学校給食のコーディネートをやっていただく。これは何かと言うと、食材購入を例えば1年間を通して安価で入れられれば、当然賄い費は下がるわけだから、これも負担軽減になる。こういう手法が取れないかという検討をやっていきたいということを考えております。併せて学校給食センターの運用。今、年間の稼働率って給食センターは学校が開いているときだけだから、すごく小さいんです。せっかくあれだけの施設があるんですけど、それもうまく使えないかということも併せて令和3年度は検討していこうということで考えていますということでお答えをさせてもらっています。それから段階的無償化の開始時期についてはいつかということだったんですが、学校給食のワーキングチームというのを立ち上げておりますので、これはその中で検討させていただきということでお答えをしております。それから(ウ)の段階的無償化とは具体的にどういうことかということなんですが、これにつきましては先ほども言った負担軽減というのも含めながら、これも今後検討をしていきたい。例えば就学援助のそれらの拡大、これもあります。あと多子世帯への援助とか、いろんな均等割の方法とかそういうことができないかということも含めて、令和3年度で調整を図っていきたい、勉強をしていきたいということでお答えをさせていただいております。

次に17ページ、通告番号12番、徳元次人議員でございます。これは運動部活動指導員の派遣事業でございます。これはスポーツ庁に申請をして、スポーツ庁が認めれば国が3分の1、都道府県が3分の1、当該市町村が3分の1ずつ予算を出し合って、進めていく事業でございます。これにつきましては、やはり市内3中学校から要望の声が上がっているということでございます。課題も、今の外部指導員と何が違うかと言ったら、まず単独で指導をすることができる。引率もできる。ということは、これは責任を持たないといけなくなるんです。その分があって、予算はどのぐらいか。まずスポーツ庁の申請内容からすると週に6時間、1年間で35時間、時給は1,600円。大体1人当たり300万円ぐらいでしたか、その3分の1をそれぞれ国と県、市で持つということになるんですけど、

そういうところを予算も確保しながらやっていこうということで考えているんですが、今後令和4年度ぐらいに向けて各中学校に3名ずつ配置できないかという、これは一つの働き方改革になっていきますので、その辺の検討をやっていきたいというふうには考えております。次に徳元次人議員の(2)の②です。これはG I G Aスクールで生徒に端末を1台ずつ配付したんですが、可能な限り日々の授業で活用を促進すべき。要するに配付はしたんだけど、開けてないんじゃないの？ と。活用が少なくないかというところの視点での質問でございます。まずは、こういう端末を持つと学習ドリルとか、学習のデータがちゃんと保存されたり、履歴が残ったりして、非常に活用に期待がなされるというところがございます。それからミニテストなどを行って、理解度の確認が瞬時にできるのかなど。そういった利便性がある中、課題としてはやはり学校の先生方の教材研究のための時間確保、要するに日案、週案の中にこういうICTを使った授業をどんなに入れていくかと。当然それは自分に知識がないとできないはずなんですね。その時間もそうなんですけど、活用方法の研修とか、それに対する教育委員会としてのサポート体制の強化、これも必要だろうなということで話をしております。情報支援員については現在4名しかいないんですけど、次年度は11名、各校に1人ずつ配置することになっていきますので、そういうところも活用させながら、先生たちのスキルも上げながら、うまく活用できればなというふうに考えています。

次に、21ページでございます。通告番号15番、新垣繁人議員でございます。新垣繁人議員の(1)の与根西部地区及び与根体育施設設置についてというところの③の(イ)でございます。これはちょっと専門的になるんですけど、土地区画整理法第77条第2項に基づく通知又、照会等の進捗状況を伺うということなんですけど、この土地区画整理法第77条の第2項とは何かと言ったら施行者、今回は組合です。これが市町村になるときもあります。施行する側は地主に対して、ちゃんと文書でこの法律に基づいて、あなたのところのここにある建物やブロック塀とか塀は自分で取り壊しますか。それとも施行者の私たちにさせますか。期限切りますから、期限日までに回答してくださいということを通知するんです。この状況がどうなっているかというのを聞いております。これについては先に旧野球場、これは条例上は屋外広場ということで位置づけられた場所なんですけど、については一部土地区画整理事業の要するに資金をつくるために保留地という位置づけを取るんですね。要するに組合が、施行者がこの土地を売って入ってきたお金で区画整理事業をするという、一つ

の法律に基づいた制度なんですけど、それがあったんでこれについては令和元年11月26日付で組合のほうから市長に対して照会がありましたので、同じく令和元年12月10日に市長から組合に対して、これは皆さんとここで許可してくださいということで承諾する旨の回答をしております。それから同じく、今現在サッカーのできる範囲の条例は残っているわけですから、それに対するこの第77条の第2項の照会は現時点ではないということで説明をしております。それから⑤の(ウ)補償についての協議内容を聞くということでお伺いを立てておりますが、実際、先ほど言った野球場の一部を除去して、組合が保留地として売る部分については実際許可されているんだけど、当時組合は野球場の部分だけではなくて、サッカー場も含めた体育施設なんで全部まとめて補償額は算定して、それから協議しよう。だから今は先に事業を進めるために、ここだけ先にやらしてというような協議があったようなんですね。ですから補償についての協議は行われておりません。実際組合としてその積算はやっているんでしょけど、今後これについてはどうするのかというのは、また協議が出た頃に検討というふうに考えております。

次に、23ページをお開きください。同じく新垣繁人議員の(2)でございます。気なる子への支援員の配置状況についてでございます。学校教育課のほうで各支援員、これは例えば学力向上推進とか、スクールソーシャルワーカーとか、登校支援員とか6職種の支援員を配置しているんですが、特別教育支援員については2月末現在で、これはたしか30名の配置予定に対して26名の配置となっております。②も回答としては同じです。ここに書かれているように2月末現在における配置状況は、小学校における支援員配置予定数23名中19名、中学校においては配置予定数7名中7名が完了して、4名の欠員というふうになっています。そういう状況ですということをお知らせしております。それから③のスクールサポートスタッフについては質問はありませんでした。これは各学校に一人ずつ配置しております。

次、通告番号16番、これは24ページです。比嘉 彰議員、ここも(1)教育行政について。(1)から(3)の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)は質問がございましたが、④と⑤は質問はございませんでした。まず①の少人数学級については、先ほどお答えをご説明、報告したとおりでございます。それから②、これは発達障がい「気になる子」の各学校で増加の傾向があることが指摘されているが、その対応についてということでございます。これはちょっと簡単に読みます。発達障がいなど「気になる子」の各学校での増加の理由としましては、特別支援教育について保護者など

へ広く浸透したことが挙げられます。次に、通常学級で困り感のある児童生徒に対し、1人の対象者からでも教室設置が認められていることと、少人数対応で個々の特性に合った支援、同時に配慮を受けられることが保護者や児童生徒に受け入れられてきたと考えております。学びの場の固定ではなく、自閉・情緒学級から通常学級へ、言語教室から通常学級へ、知的学級から自閉・情緒学級へと対象児童生徒の状態に変更できるよさがあるということだと捉えていると。教育委員会としましては、気になる子への対応として教育活動の充実を図るため、安全確保や学習活動の支援を目的として、今後とも特別支援員の各学校へ配置をやっていきたいということでお答えしております。次の③部活の在り方でございます。練習日程、時間についてでございます。コロナ禍における部活動については、これは文科省、沖縄県あたりから各自治体の感染レベルに応じた対応をなさいと通知が来ておりましたので、その通知に従って、この感染レベルというのは県立高校を対象に2-2とか3-2とかレベルがあったりするんですね。それに基づいて学校からの意見も聞きながら総合的に判断をして、最終的には教育委員会から学校への通知をして、例えばこの時期は部活をやるなよとか、時短しなさいよとか、対外試合をやめて、市内だけだったらいよとか、そういったルールもつくりながら進めてまいりました。それから(イ)テスト中、テスト前の練習についてということなのですが、まずこれは当たり前ですが、コロナであろうがなかろうが、各部活の規定があります。中学校はそれに基づいてやっておりまして、まずテスト期間の部活動については原則休みとかいろいろあるんですけども、その状況によって、このテスト期間の間に大会等がある場合は保護者の承諾を得て、学校長の許可の下、行うとかそういうルールがありますので、それに基づいてやっておりますということでございます。それから(ウ)部活動をしている生徒、していない生徒の学力についてということなのですが、これについては比較することはできないということ、お答えできないということでお答えしております。それから(エ)経済的な理由で部活動を断念している生徒はいるか、これについては実は市内中学校の1校で一応1人いるという報告が上がってきております。それは答弁させていただいております。それから(オ)指導者の暴言や暴力に対する監視体制について。昨今いろんな、暴行を働いて大きな問題になっている部活指導者の対応方についてなのですが、まずこれは基本的に学校長が外部指導員も含めて顧問の先生を任命しておりますので、監視体制をつくるということはお答えしておりません。ただ、暴言や暴力を行うことがあってはならないということから、学校においては年度

当初に職員会議や研修会などをやって確認をしている。国・県からの通達文もありますので、教育委員会もそういうものを流しながら、また学校長と協力しながら今後とも未然防止の対策も取っていききたいということでお答えをさせていただいております。次、(2)でございます。与根体育施設についてはたくさんありますけど、質問があったのは(2)の①だけでございます。これは5回も否決された議案を今議会で上程された本音は何かということを知りたいと聞いております。まず与根体育施設を管理する担当部署としましては、与根西部地区土地区画整理事業の施工に伴って土地利用の変更を行うためには条例の廃止が必要であることから、令和3年1月28日に開催された令和3年第1回定例教育委員会に与根体育施設の設置条例の廃止についての議案を提案し審議していただいたと。その結果、市議会に提案することについて可決され、2月15日の庁議において、これは部長以上の会議において、3月市議会に提案することが確認されておりますと。通常の事務の流れについて、お答えをさせていただいております。この下は質問ございませんでした。

次、26ページ、通告番号17番、新垣龍治議員でございます。(5) Jリーグキャンプについてということで、①から③のご質問がございました。①実施したチーム、期間についてということで、今年度はJ2の水戸ホーリーホックとギラヴァンツ北九州という2チーム来まして、ホーリーホックのほうは令和3年1月29日から2月6日まで。ギラヴァンツ北九州が2月7日から2月14日までキャンプをしましたということでお答えをしております。それから次に、コロナ禍による対応についてでございます。これはJリーグのコロナ対策にのっとりPCR検査を週1回の頻度で実施をしてもらって、陰性を確認した上で実施したというところでございます。それから昨年度やったJリーグチームの歓迎式とか、スポーツ少年団との交流教室等については全て中止にしております。それからキャンプ期間中は選手、スタッフと市民との接触を避けるために、2階のスタンド閉鎖。練習は無観客。それからトイレ等についても物理的に遮断しながら、接触しない、それから消毒をする、そういう対策を取って実施をしております。それから次、③でございます。市陸上競技場のスタンドや照明、トイレや更衣室等の改修整備を行う必要があるのではないかと。これは平成28年度に機能強化計画も生涯学習振興課のほうでつくっておりますので、今後スポーツ拠点のエリア整備計画を全庁的に市長部局のほうで検討会も立ち上げておりますので、その中で検討はしていきたいということでお答えをしております。

次に、27ページですね。すみません、通告番号18番でございます。瀬

長 宏議員でございます。まず(1)の与根西部土地区画整理事業についての②野球場廃止に伴う補償交渉の担当者と金額について伺う。これは先ほどの答弁と一緒になんですが、令和元年11月26日に組合のほうから工作物除去はどうします？ 組合がやります？ 皆さんがやります？ という照会が来た中で、組合のほうでやってくださいという文書を出しております。よって、補償分提示等についてはありません。そのときに行われた話が、全体としてはまだ残っているわけだから、組合としても切れ切れでやったら、向こうも大変なんですね。経費もかかるし。1回でやりたいんで、じゃあそのときまとめて全部一緒にやりましょうということになっていますので、補償額の交渉は実際には行われていないということでございます。③でございます。補償見込額についてということでございます。これについては、もう現在算定はしているというふうに聞いていますので、実際にいくらかかっているかということについては把握はしておりません。ただ、基本的には残土価格、構造物は何年たっても耐用年数が大体30年とから40年ぐらいになってくるんですけど、残土価格は残っているのかということもあったりするんですが、これは今後の協議を待たないと、その内容は把握できないというふうに考えております。次、(2)①です。教育長は、昨年10月の定例教育委員会において、「長嶺城址公園にはサッカーの専用施設ができると思っていた」と発言しているが、その根拠についてということでございます。当然、これは与根西部土地区画整理も今始まった話ではないんですね。平成24年、25年から構想とか計画が立ち上げられてきて、平成28年、29年、都市計画法に基づくいろんな手続を取られてくる中で、当然教育長もそのお立場でおられた時期もある。今は教育長なんですけど、その計画をする立場にいられた時期もあるんですね。そういう中で長嶺城址総合公園の中に、要するに施設がなくなるわけですから、当然その公園整備の中でそういうサッカーができるところに造ってくれと。当然これは当時、私としては専用施設を造るものだと判断していた。これは教育長の見解でございます。それぞれ見解を述べております。次に(2)③教育委員は情報共有をできているかということでございます。これについては常に、この案件が与根体育施設の条例の廃止についてなので、むろんのこと、冒頭の教育長の業務報告とか、会議後の委員会の委員との意見交換など、積極的にこういうことなのですよ、こういうことなのですよと調査していただいていると。特に1月28日には、事務方としてはかなり踏み込んだ話をさせていただいたのかなと私は個人的に思っております。次、(3)でございます。いじめ裁判についてでございます。これは簡単にご報告しておき

ましようね。これは平成30年の、事件番号から言うと(5)第762号損害賠償請求事件となっております。これは現在係争中の児童自死に係る損害賠償事件でございます。これは平成31年1月15日に1回目の口頭弁論があつて、地裁のほうで公判が14回開かれております。この公判というのは何かと言ったら、お互いが、原告・被告側の弁護士が準備書面という書面をいっぱい作るんですね。これは「こんなだったでしょう、こんなだったでしょう？」これに対して「いやいや、違いますよね。これはこんなですよ」というのを、このやり取りを14回ずっとやっているんですね。現在は2回目の口頭弁論に向けて、その準備書面を、今裁判所の裁判官も入れて整理をしているところですということでお答えをしております。再三再質問がございましたが、これについては審理中の案件でございますので答弁できなということで答えております。次(4)予算編成方針についてでございます。これは淡々と事務手続の流れを説明させていただいております。まずは財政課が新年度に向けて予算編成方針というのをつくるんですね。これは全庁的に同じようにやっていくわけなんですね。そういう部分で予算要求をしっかりとやっていくということでございます。特に学校側の予算については、各学校の予算についてはまたヒアリングもします。代表意見も聞きます。それをまとめて財政課に要求をすると、そういう流れの中でやっていくんですが、今学校の建て替えとかいろんな問題で、学校の備品の買い替えの時期とか、なかなか学校教育の現場の予算、たくさん使う部分があつて、そういう中でのご質問だったのかなと理解しております。これは通常、当たり前のようにしっかりとやっております。予算の内示を受けた後は3月、4月は予算可決後、しっかりとこれは学校に説明をして、その内容も含めて、手続等も含めて、ちゃんと校長会、教頭会では説明をしております。

次、28ページ、通告番号19番、大田正樹議員でございます。(1)子育て支援についての③でございます。不登校の児童生徒への対応についてということでございます。これはちょっと簡単に読みましようね。不登校とは、病気やけが、その他家庭の事情等を除き30日以上登校できていない児童生徒であり、不登校児童生徒は令和3年1月末現在で、市内小学校で45名、市内中学校で84名となっている。不登校等にある児童生徒の対応としては、学級担任を中心に保護者との電話連絡及び家庭訪問、教育相談を通して登校に向けて相談活動を行っている。登校支援員、児童生徒支援加配の教員等も登校を促す不登校の業務を行っております。必要に応じて所属学年に複数対応、管理職をはじめ教育相談担当、生徒指導、それから養護教諭、学校職員や本市へ県から派遣された専門職員が

	<p>一堂に会したケース会議等を実施して、不登校児童生徒の登校復帰や社会自立を目指した支援を行っているということでございます。今後とも教育委員会としましては、登校支援員の配置や不登校対策のための研修、講演会等を図って、教職員の資質の向上も含め図っていきたいということでお答えをしております。</p> <p>あと、最後になります。31ページ、外間 剛議員、通告番号21番ですね。これは(1)の①経済的困窮世帯に対し、就学上必要な費用を支援するとあるが、困窮世帯の基準を伺うということで、これは学校教育課でやっている就学援助の話でございます。困窮世帯の判定基準については各市町村によって異なりますが、本市における困窮世帯の基準は申請者の世帯収入が本市における生活保護基準の1.3倍以内であることを条件としております。こうやって沖縄県子ども貧困対策推進基金を活用した給食費の支援拡充事業では、生活保護基準の1.4倍まで拡充し、判定を行っておりますということでお答えしております。生活保護基準があって、この基準額に対して1.3倍、この枠は準要保護ということで、この1.3倍の範囲に入ることですね。この1.3の範囲がこっちだとしたら、こっちから1.4減ると、この部分になるんですね。この部分が給食費の拡充分ということで、準要保護は約1,070名ぐらいでしたか、令和2年度は。拡充分の1.4分については120名ぐらいですから、基準から1.4の間で約1,200名ぐらいの方がいらっしゃる。それから先ほど言った家計急変世帯、あれが48件なので、約1,250件ぐらいの支援をしてきたということでございます。次に、(3)ですね。一番下のほうになります。今J2の2チームのキャンプが定着しつつあるようだが、次年度に向けて誘致方針ということでございます。これにつきましては、沖縄県と連携したJリーグチームの施設受入れの際には、豊見城市の観光ガイドマップやスポーツキャンプガイドブックの配布などを行って、豊見城市の魅力をPRするとともに、チームには積極的に声かけなども行っていくと。また、本市でのサッカーキャンプはこのように2年目になるので、受入れチームについては幅広く受け入れられるような体制を構築しながら、子どもたちに夢や希望実現に取り組めるよう、引き続き努力してまいりたいということでお答えをさせていただいております。</p> <p>以上が今回3月の定例議会一般質問の内容の報告でした。</p>
教育長	<p>一応説明はしたのですが、この件について改めて質疑、あるいは各委任したいことがありましたら、どうぞ委員の皆さん、質問をお願いします。</p>
大城委員	<p>今の説明はないんですけど、こういう質疑の中でちょっと気になる</p>



	ころがあったから。
教育長	どうぞ、どうぞ。
大城委員	いいですか。24ページ、比嘉議員の質問のところ(2)の④区画整理のための条例廃止の提案なのに、何で教育委員会の中で再生医療の意見が出るかとあるんですけど、これは再生医療ということは私は新聞で知ったんですけどね。
教育部長	これについては、ここでは多分質問なかったよね。
生涯学習振興課長	はい。
教育部長	なかったんですけど、私たちが作った答弁調整、市長、副市長とかがやるんですけど、その中ではまず8月に総合教育会議の中で、市長、副市長からそのお話が出ているんですね。資料も渡して。その中であって、要するにこれは何を話しているかという、ここの最終的な土地利用はこういうふうにしたいという市長、副市長の希望の話がされていました。ですから、これに基づいて条例を上げますか、どうしますかとこちらから、我々事務方から上げてきたときには一定期間、この話がある間は、その再生医療の話もずっと出てきているはずなんですね。議事録にもそれが残っております。その辺のところも私たちの流れも含めてお答えをさせていただきます。
大城委員	これは新聞にも出ていましたよ、この再生医療の件は。ですから、非常に興味を持って私も読んでいましたので、こういう言葉も知っているわけですけどね。以上です。
教育長	ほかにありませんか。 ちょっと私のほうで少人数教室、非常に委員の皆さんに誤解等をうむと思うので、我々のほうも県から中2、中3の35人学級、今回改正されて出ました。できるだけそれはやりたいと思っていますし、そういう取組を進めています。ただ、今のところちょっと気になるところは、伊良波中学校は2教室しか増やせないの、それが実際に新たな教室数が幾ら必要になるかによって若干変動する可能性があるということは教育委員会の皆さんにもお伝えしておきたいと思います。今のところ確保できる予定なんですけど、ちょっとはっきり断言できるような状況にはありません。僅かな人数で増加するものですから、それで委員の皆さんにはご理解願いたいということをお願いします。やる方向なんだけれども、実際の生徒数の35人学級で実施が確定した段階でということになりますので、それはご理解願います。
備瀬委員	いいですか。
教育長	どうぞ、どうぞ。

備瀬委員	中学校の場合は授業時数との関係があるんですが、増えるわけですから、教員の増とかはどうなるんでしょう？
教育長	教員は県の配置になりますので、それは当然やるという方向なんですが、ただうちが教室を設置できなければこれまで。できなかったらできないということ。
備瀬委員	箱の問題？
学校教育課参事	3中学校、2教室ずつあるということで施設課長、学校教育課長も一緒に回って確認をしました。教育委員会の中で、それに必要な教卓とか給食台とかそういったものの整備も早急に進めないといけないということで、それも急いで計算していただいて予算計上予定です。ただし、先ほど教育長がおっしゃるようにこの生徒1人、2人の人数によっては、この35人以下のものが、1年生が今9クラスになるか、10クラスになるかとかそういう境目にあったりすると、この2教室が2つだけでいっぱいになったりとかするケースも出てきたりします。ですので、現在8ある2年生を3年生を9にできるかどうかとかいうものは、その生徒数によって変わってきますよ。できるだけ整備して進めていきたいんですけど、確定はまだできていませんというところになります。以上です。
教育長	ほかに質問はありますか。どうぞ、大城委員。
大城委員	35人学級が確定したとして、まずその場所がなければできないということになるわけですね。これはぜひ確保してほしいんですけど、なかなか厳しいみたい、これね。私もこういう経験があるんですけど、実際決まらないのに準備だけできんよと言われたこともあるんですけど、ほかの市町村で。ぜひできたら35人学級を推進してほしいな、やりたいなど。みんな同じだと思うんですけど、それによって学力向上にもつながるし、生徒指導にもいろいろ影響があるだろうし、ぜひ35人学級は推進してほしいと希望します。以上です。
備瀬委員	2025年以降はさらに進めて30名学級ということも視野に入れながら、今やっているんでしょうかねって。ちょっと早いですかね。
教育部長	議会答弁では、少人数学級の定義を30人以下という定義で答えさせていただいたんですね。まず現在は沖縄県の基準に基づいてやっている。来年からは中学校2年、3年生は35名以下になりますよ。ただ、やっぱり市の教育委員会としては将来の30人、それを見越した取組、段階的にできるところからやっていこうと。教師の確保なんて、決まったから教室を確保しましょうでは遅いです、教育現場は。それをつくるのは技術者が先を見越して、ここだったらこれだけの教室ができるやとプランをつくらないといけないんですね。そういうところが欠けるとハード的に

	遅れていく。ハードが遅れると、一番アウトなんですね。備品は買ってきて置けばいいだけの話なんですけど、それを収める受け皿がない。だからそういうところはしっかり整合を持たせてやるのが、そういう少人数学級に向けた取組かというふうに考えております。
教育長	ほかにありませんか。
教育部長	<p>お配りの新聞をちょっと目を通していただいてよろしいですか。下のほうを中心にちょっとお話をさせていただきたいと。3月の定例議会は3月26日に最終本会議がありまして、最終でございました。通常は、通常議会は常任委員会というのがあって、予算とか経済建設部門とか教育民生とかを扱う通常の常任された委員会があるんですけど、今回は特別委員会が2つ立ち上がりました。予算関係と、あと与根条例。これも特別委員会が立ち上がって、安里委員や区画整理の理事、幹部の皆さんたちが、また意見を述べる場もつくられて、我々執行部も出ていって、そういう議論をする場がありました。そういうのを経て3月26日に裁決に入ったんですね。ここに書かれているように6度目の秘訣ということになっておりますが、重要なのはここから下のほうなんです。琉球新報の左から1、2、3行目を見てください。ちょっと読みましょうね。</p> <p>「野党は当初の条例廃止案に伴う区画整理事業で、市内唯一のサッカー場（与根体育施設）がなくなることに反対した。サッカー場を存続させるため、用地確保として旧野球場との「合体」を考案した。そのため旧野球場の番地を当初の条例に加える「一部改正案」を提出した。要するに議員立法です。議員からの提案なんですね。サッカー場の地番しかなかったところを、野球場は一度普通財産には変えられていますが、要するに機能を廃止されて変えています。その番地を今回加えて、当面の間はサッカー場を使えるようにしようということで提案がされております。これは可決されておりますので、今回出した条例が議員の提案によって新たに面積が増えて、新しい条例として交付される。交付されるというのは要するに法律の権能が働いていくんですけども、今後その手続が取られていって、少しまた違った形の条例になっていくところをご理解いただきたく、この新聞記事を出しております。教育長、私は以上です。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。質問がありましたら。</p> <p>一応報告、議案関係はこれで終わりなんで、あと事務局から報告をお願いします。</p>
教育総務課総務班長	では、その他のところで事務局のほうからご説明をしたいと思います。まず確認しております令和3年度教育委員会関係事業の開催予定について

	<p>てということで、文部科学省初等中等教育局の初等中等教育企画課長から出ている文書、事務連絡でご説明をしたいと思います。資料の最後らへんについている紙になります。</p> <p>こちらのほうは、まず真ん中の(2)の市町村教育委員会緊急協議会ということで、開催地都道府県教育委員会と共催という部分があるんですが、開催地が第1ブロック、第2ブロックというふうに書かれている部分があると思います。こちらのほうは、毎回私たちは新任の教育委員の方々に、こちら第2ブロック西日本大会のほうに予算を確保して派遣をさせていただいております。この前はコロナ等で派遣ができていない状況がありましたので、今回、令和3年10月12日と13日に愛媛県の松山市で行われる第2ブロック西日本大会のほうに、こちらのほうに参加していない教育委員の方々を派遣させていただくという形になりますので、お手数ですが日程の調整をお願いしたいと思います。予算等につきましては、こちらのほうで計上して今回確保できましたので、今のところは予定としまして4名、全員参加していただきたいということで、皆さん確保させていただきましたので、よろしく願いいたします。この分だけの説明とこちらのほうはなりますので、よろしく願いいたします。ほかのところは理事とかに当たっている、都道府県の教育委員とか市町村の教育委員の案内になっていますので、一応今回豊見城市に関係するものにつきましてはこちらのほうですね。第2ブロックの西日本大会のほうが今回研修のほうになりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>では続きまして、4月1日の教育委員の任命についてです。こちらは紙はないんですが日程表のほうでお知らせした、市長部局の総務課か人事課のほうからお手紙が届いているかと思います。4月1日木曜日の14時30分から任命式のほうを行うということでの話がございましたので、お手数ですがご参加のほうをよろしく願いいたします。</p>
備瀬委員	1日は水曜日になっているけど、木曜日？ これの文書は水になっている。
教育部長	木曜日ですね、1日は。
教育総務課総務班長	<p>木曜日で、はい。新しいものには木曜日に、すみません。その任命式の終わった後に、臨時の教育委員会の会議のほうを行う形になりますので、よろしく願いいたします。議題の内容としましては、まず議席の決定と、あと教育長職務代理者の決定がございまして、そちらのほうを審議させていただく予定となっております。</p> <p>その後、4月の定例教育委員会の開催日のほうなんですけど、今当初予定しているのが4月28日のほうになります。水曜日ですね。こちらは時</p>

	間が少し遅くなりまして、15時からということになっております。一応16時から青少年育成市民会議の総会と、あと17時から今予定しています学力向上推進員の総会が中央公民館のほうで予定されておりますので、一緒に開催しようということで、毎年4月はこの総会に併せて教育委員会のほうを開催させていただいておりますので、4月のほうは4月の28日水曜日の15時からということで、一応場所のほうは中央公民館のほうで開催したいと思っておりますので、そのままスライドして参加していただくような形を取りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。では事務局からは以上です。
教育長	すみません、私のほうからお願いなのですが、安里委員が今職務代理者という形で私が欠けた場合の対応はしていただくということになっております。今回、4月1日では職務代理者を決めないといけないんですよ。安里委員はこれで任期が終わるので。
備瀬委員	終わり？ 退任ですか。
教育長	はい。それで3名の中から職務代理者を決めていただきたいと思いますので、その話合いを一応お互いでお願ひします。慣例としては古い順です。
大城委員	ルーキーかなと。
備瀬委員	異議ありません。安里さん、ご苦労さまでした。
教育総務課総務班長	では、このあたりはすみません。安里委員が今回で任期満了で退任という形になりますので、一応感謝状の贈呈式を4時からということで対応しようかなと思っていたんですが、少しまだ時間があるので、一応また市長のほうから贈呈式のほうを行っていただく形になりますので、ちょっと市長の日程がまだ、45分まで日程が入っている状況なので、それが終わり次第すぐに対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。
教育長	一応まだ時間があるので、私の部屋のほうで委員の皆さんは休んでいただいて、あとこちらのほうは終わりたいと思っております。 以上をもちまして、今日の会議を閉じたいと思っております。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 備瀬 洋一

